



離婚件数が増加、婚姻件数は減少

◆「人口動態統計」の結果

2009年の離婚件数は、前年より約2,000組増えて約25万3,000組となり、7年ぶりに増加する可能性があることが、厚生労働省の行った「人口動態統計」の年間推計結果で明らかになりました。

「人口動態統計」は、出生・死亡・婚姻・離婚・死産について、各種届出書等から人口動態調査票が市区町村で作成され、これを収集して集計したものとなっています。

速報の数値は調査票の作成枚数であり、日本における日本人、日本における外国人、外国における日本人および前年以前に発生した事象を含むものです。そのうち、日本における日本人についてまとめたものが「人口動態統計月報(概数)」であり、この月報(概数)に若干の修正を加えたものが年報確定数となっています。

◆離婚件数は2002年が戦後最多

年間推計の推計方法は、「人口動態統計速報」の2009年1月から10月分までおよび「人口動態統計月報(概数)」の2009年1月から7月分までを基礎資料として、2009年の1年間を推計しています。

離婚件数は1990年を底に12年連続で増加しており、2002年に戦後最多となる28万9,836組となりました。しかし、それ以降は6年連続で減少しており、2008年には25万1,136組にまで落ち込みました。

2009年は微増の見通しでしたが、厚生労働省では「推計段階で詳細な分析ができていない」とコメントしています。

また、離婚率(人口1,000人あたり)は、2008年は「1.99」で、10年ぶりに「2」を下回りましたが、2009年は「2.01」となる見込みです。

◆婚姻件数は?

一方、婚姻件数は、2009年は71万4,000組となる見通しであり、2008年の72万6,106組より約1万2,000組の減少と推計されています。2005年以降は増加と減少を繰り返していましたが、2009年は2005年(71万4,265組)、2007年(71万9,822組)を下回る可能性があります。

厚生労働省では、「結婚適齢期の世代の人口が減っているため、全体としては減少傾向が続くだろう」と説明しています。離婚増加と婚姻減少は、政府の支援が必要となる母子・父子世帯の増加や、少子化に繋がると懸念されています。

同省が2007年に実施した「21世紀成年者縦断調査」では、2002年10月末時点で20~34歳であった全国の男性を対象として過去5年間に結婚した割合を就業形態別で比較したところ、「正規社員」は24.0%だったのに対し、「非正規社員」は12.1%と約半分でした。

この結果から、雇用情勢の悪化が婚姻件数の減少に影響を与えた可能性が指摘されており、当面はこの状況が続くものと懸念されます。

取引先倒産による連鎖倒産防止のための共済制度

◆中小企業の連鎖倒産を回避できるか?

新聞によれば、中小企業庁では、取引先倒産による中小企業の連鎖倒産を防ぐため、共済制度の拡充に関する改正案を国会に提出する予定とのこと。

拡充されるのは、独立行政法人中小企

業基盤整備機構が運営する「中小企業倒産防止共済」(通称:経営セーフティ共済)制度です。



Contents

離婚件数が増加、婚姻件数は減少 P1

取引先倒産による連鎖倒産防止のための共済制度 P1

労働組合組織率が34年ぶりに上昇 P2

日本年金機構の方針および取組みについて P3

介護職員の能力・経験等を給与に反映 P3

失業者等による公的な貸付制度・給付制度の利用が増加 P4

仕事・上司・年収に対する正社員の「満足度」 P4

2月の税務と労務の手続【提出先・納付先】 P5



◆「経営セーフティ共済」とは？

同制度は、取引先が倒産して売掛金が回収できなくなった加入者に対し、共済金を無利子・無担保・無保証人で貸し付ける制度であり、全国の中小企業の約7パーセントに相当する約29万3,000社が加入しています。

現在の制度では、貸付限度額は「回収困難な売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍の額」のうちいずれか少ない額で、最高で3,200万円となっており、返済期間は5年間、返済方法は54カ月で均等分割による毎月返済となっています。

掛金月額は、5,000円から8万円までの範囲（5,000円刻み）で自由に選ぶことができ、掛金総額が320万円になるまで積み立てられ、払い込んだ掛金は、税法上、法人の場合は損金、個人の場合は必要経費に算入することができます。

◆今回の改正案の内容

同制度の中で、貸付限度額である「3,200万円」を「8,000万円」まで引き上げるのが、今回の改正案です。

これは、企業の倒産件数が増加し、1件当たりの負債総額も高額になり、回収できなくなった売掛金債権の満額を借りることができなかった企業が、2006年度で加入企業の約13%に達したためです。限度額の引上げにより、この13%という数値が5%程度に抑えることができると試算されています。

2008年には同制度の新規加入者が急増したものの、ここ数年では減少傾向が続き、制度の運営が不安定になると指摘されています。中小企業庁では、さらに加入者を増やして不況の長期化による倒産増に備えたい考えのようです。



労働組合組織率が34年ぶりに上昇

◆「労働組合基礎調査」の結果から

全国の労働組合の推定組織率が、2009年6月末時点で前年を0.4ポイント上回る18.5%となり、1975年以来34年ぶりに上昇したことが、厚生労働省の「労働組合基礎調査」で明らかになりました。

同省では、経済状況の悪化で、パート労働者の労働組合加入が大幅に増加したことや、組織率を計算する際の分母となる雇用者数が約5,455万人と前年比で約110万人減少したことが要因だとみているようです。

◆組合数は減少

同調査では、全国2万6,696の労働組合を対象に2009年6月末時点の状況を調査しています。これによると、組合員数は約1,007万8,000人で、前年同期比で約1万3,000人増となっていますが、組合数は269減少しています。

また、推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は、18.5%で前年比0.4ポイント上昇となりました。

労働組合員数を産業別にみると、製造業が最も多く約275万3,000人で全体の約3割を占め、次いで卸売業・小売業が約114万8,000人となっています。

◆パートタイム労働者の状況等

パートタイム労働者の組合員数は約70万人で前年比約8万4,000人増となっており、全労働組合員数に占める割合は7.0%、推定組織率（パートタイム労働者の労働組合員数を短時間雇用者数で除して得られた数値）は5.3%となりました。

主要団体別の組合員数では、連合（日本労働組合総連合会）が約683万2,000人と前年比約7万人増加しているのに対し、全労連（全国労働組合総連合）が約88万3,000人と前年比約1万1,000人減、全労協が約14万人と前年比約3,000人減（全国労働組合連絡協議会）となっています。

◆団体交渉の要求が増加する可能性も

不況による影響で雇用情勢が悪化する中、従業員からすれば雇用維持・雇用確保等を掲げる労働組合への期待はますます高まります。

その反面、事業主にとってみれば、労働組合から団体交渉を求められるリスクが高くなってきます。団体交渉を求められることのないよう、常日頃からしっかりとした労務管理を心掛けておくべきでしょう。



日本年金機構の方針および取組みについて

◆今年1月に発足

不祥事が相次ぎ、「年金不信」の代名詞となっていた社会保険庁は解体され、その後継組織として日本年金機構が今年1月に発足しました。同機構は約1,000人の民間採用を含む正職員約1万880人と、有期雇用契約職員約6,950人からなる非公務員型の特殊法人です。

長妻厚生労働大臣は、職員のうち社会保険庁出身者の月給を一律3%減額する方針を示しました。これは、年金記録問題を起こした同庁の責任を明確にするためのもので、問題解決に一定のめどがつくまで継続するようです。役員についても、ポストに応じて報酬を8~16%減額し、これも当面継続させるとのことです。

◆方針や目標は？

社会保険事務所から改称した全国312の「年金事務所」では、「お客様へのお約束10カ条」を掲示し、国民目線のサービスの徹底を目指す方針です。

その内容は「その場でお答えできない場合は2日以内に確認状況をご連絡」、「お客様にプラスとなるもう一言を心がける」、「お待たせ時間を30分以内にする」ことを目指すなどの具体的な指標です。

介護職員の能力・経験等を給与に反映

◆厚労省による新たな対策

厚生労働省は、人手不足が続いている介護職場の魅力を高めるための対策として、現在実施中の月給引上げ策と平行して、能力・経験に応じて職員の給与が増える仕組みを導入するよう、介護事業所に促進していく方針を打ち出したそうです。

介護分野における有効求人倍率は全産業の「0.44倍」を大きく上回る「1.3倍」程度で推移しており、人手不足感が強いにもかかわらず、介護事業所の給与・人事制度は、職員の能力・経験などを評価する仕組みが不十分な場合が多く、労働者が就職・転職に二の足を踏む一因となっています。

このため、厚生労働省では、介護職員の月給を引き上げる事業所向けの交付金制度（介護職員処遇改善交付金）を活用

さらに、2013年度末までの中期目標として、2002年度から60%程度と低迷している国民年金保険料の納付率の低下傾向に歯止めをかけ、回復させるように努めること、厚生年金保険料については「未適用事業所の適用を進めつつ、収納の確保を図る」とし、徴収体制を強化することを掲げています。しかし、いずれも具体的な数値目標は盛り込まれませんでした。

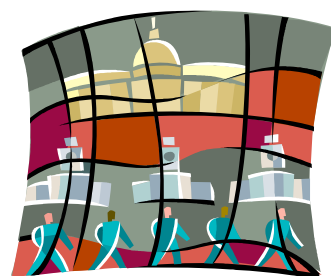
◆今後の新体制に期待

年金記録問題の発覚により、旧社会保険事務所の窓口対応が相当変わったことは確かです。日本年金機構による新体制・新方針の中で、国民の信頼回復がどこまで図られるかが気になるところです。

なかなか年金事務所等を訪れる機会がない方は、一度、年金事務所等を訪ねられ、ご自身の年金記録などの相談をしつつ新体制を実感されるのも良いのではないのでしょうか。



年金事務所

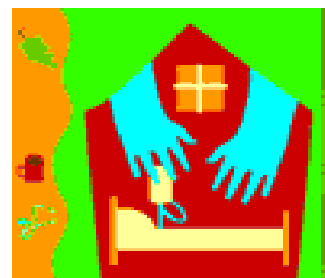


することを考えています。

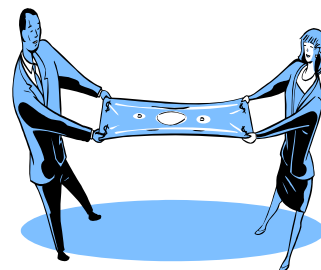
◆職員のキャリア等を評価

介護職員処遇改善交付金は、介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して平成21年10月から平成23年度末までの間、計約4,000億円程度を交付するもので、平成24年度以降も引き続き取組みを進めることから、同省では、この交付金を積極的に活用するよう求めています。

今後は、能力・資格・経験年数などに応じて職員の給与を引き上げる仕組みを設けることを交付金支給の条件に加えることも検討されており、職員のキャリアを評価する仕組みを介護業界にも普及させることで、「長く働き続けても賃金が増えない」といった不満の解消を目指しています。



介護職



◆ミスマッチ解消も課題

他にも、条件を満たさない事業所については、同交付金を減額する方針と言われており、現在の手続きでは、2009年度内に具体的な要件を詰め、2010年中に適用するという事です。

また、介護分野の雇用のミスマッチ解消も急がれています。平成19年における介護関係職種の離職率は全体（正社員と非正社員）で21.6%、正社員においては20.0%と全産業の12.2%よりも高くなっています。

厚生労働省は、全国約400のハローワークや同省の講堂で「介護職専門の就職面接会」を順次開催し、就職・転職希望者と介護事業者の橋渡しを強力に進めていく方針を取っています。介護資格などに関する相談を受け付け、介護の仕事がわかるビデオ視聴コーナーや体験セミナーも開き、介護職への理解をより一層深めてもらうのがねらいです。

今回の厚労省による制度が人材定着に有効となるのか、非常に注目される所です。

失業者等による公的な貸付制度・給付制度の利用が増加

◆失業者等を救う様々な貸付・給付制度

失業などにより収入が激減したり、年金だけでは生活が立ち行かなくなったりした人の暮らしを保障するための公的な貸付制度・給付制度の利用が増えているそうです。

主な公的支援制度としては、「雇用保険の失業給付」、「就職安定資金融資」、「訓練・生活支援給付」、「住宅手当緊急特別措置」、「生活福祉資金貸付制度」、「臨時特例つなぎ資金貸付制度」などがあります。

失業給付の基本手当はよく知られていますが、非正規労働者のうち雇用保険に加入していない人が多いことや長期失業者が増えていることから、基本手当を受給しているのは失業者数全体の3割に満たないと言われています。

◆各制度の特徴

「就職安定資金融資」は、解雇や雇止めにあった人に対し「敷金・礼金」、「転居費・家具費」などとして50万円、家賃補助費として36万円を低利で貸し付ける制度です。また、「住宅手当緊急特別措置」は、2年以内に離職し、就職意欲があり、かつ住宅を失いそうな人に対し、最長6カ月間分の家賃を支給するものです。

一方、住む場所はあるが、仕事がなかなか見つからない人には「生活福祉資金

貸付制度」が利用しやすくなっています。貸付金の用途が多岐にわたり、対象者も低所得者、障害者、高齢者と幅広く、主に民間の貸付制度を利用できない世帯に、生活費や学費などを無利子または低利で貸し付ける制度です。

◆「生活福祉資金貸付制度」へのニーズ

今後、需要が高まると予想されるのは、この「生活福祉資金貸付制度」です。2009年10月に改正が行われ、従来は連帯保証人が必要とされたものでも、連帯保証人なしで貸付が受けられるようになりました。

連帯保証人がいれば無利子で、いない場合は年1.5%の低利で借りることができます。また、10種類ある融資資金が4つのカテゴリーに整理されたことで、利用者にもわかりやすくなりました。

この改正に伴って利用が増えると思われるのが「総合支援資金」であり、失業で生計を維持することが難しくなった世帯や、多重債務を抱えて弁護士などに相談するにも費用がないなどの人が利用できます。「敷金・礼金」など、賃貸住宅に入居するための住宅入居費の融資も受けられるほか、次の仕事を見つけて生活を立て直すまでに月15万円（単身の場合）を最長12カ月貸してもらえるなどのメニューもあります。



失業



仕事・上司・年収に対する正社員の「満足度」

◆民間会社によるインターネット調査

株式会社NTTデータ経営研究所が、インターネットを利用して12月上旬に実施した「ビジネスパーソンの就業意識調

査」（企業で正社員として働く1,038人が回答）の結果を発表しました。

ここでは、このアンケート結果のうち、正社員にとっての仕事・上司・年収



上司

〒235-0012
横浜市磯子区滝頭3-7-21-101

TEL/FAX **045(753)0632**

E-mail: info@samejima-sr-office.com
ホームページ

<http://www.samejima-sr-office.com>

営業日 月曜日～金曜日(祝祭日除く)
営業時間 午前10時～午後6時

企業の安定・発展のパートナー
～経営者様と従業員様の「Win&Happy」のために～

社会保険労務士 **鮫島 忠司**



good partner



日本人労務コンサルタントグループ
Labor and Human Resource Consultants Group of Japan

に対する「満足度」などの項目について見ていきたいと思えます。御社の社員の方の「満足度」は以下の結果と比べていかがでしょうか？

◆「現在の仕事にどの程度満足しているか？」

「大いに満足している」(8.3%)、「どちらかといえば満足している」(53.4%)と回答した人を合わせると、約6割(61.7%)の人が、現在の自分の仕事に満足していることがわかりました。

◆「現在の上司にどの程度満足しているか？」

「大いに満足している」(9.7%)、「どちらかといえば満足している」(45.7%)と回答した人を合わせると、5割以上(55.4%)の人が、職場における自分の上司に満足していることがわかりました。なお、「大いに不満がある」と回答した人は15.8%でした。



◆「現在の収入にどの程度満足しているか？」

「大いに満足している」(2.6%)、「どちらかといえば満足している」(33.8%)と回答した人を合わせると4割以下(36.4%)でした。収入面に関しては満足していない人が多いことがわかります。なお、「大いに不満がある」(20.6%)と「どちらかといえば不満がある」(43.0%)と回答した人を合わせると6割以上(63.6%)に上りました。

◆「年収があと最低どのくらいアップして欲しいか？」

全体で最も多かった回答は「50～100万円未満」(32.1%)で、次に「100～200万円未満」(29.7%)が多く、両者を合わせると「50～200万円未満」のアップを希望する人の割合が6割以上(61.8%)を占めました。さらに「50万円未満」、「50～100万円未満」、「100～200万円未満」を合計すると、76.2%の人が「年収の不足額は200万円未満」と感じていることとなります。

【事務所より一言】

この度、弊事務所のホームページをアップいたしました。旬のネタを更新してまいりますので、たまにはご欄いただければ幸いです。(忠) <http://www.samejima-sr-office.com>

2月の税務と労務の手続[提出先・納付先]

■ 1日

○贈与税の申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

■ 10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>
[公共職業安定所]

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

■ 15日

○所得税の確定申告受付開始<3月15日まで> [税務署]

■ 28日

○固定資産税<都市計画税>の納付<第4期分> [郵便局または銀行]

○法人税の申告<決算法人及び決算期の定めのない人格なき社団等について> [税務署]

○じん肺健康管理実施状況報告の提出 [労働基準監督署]

○健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [社会保険事務所]

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

